

水道水と地下水等を混合して利用する 「地下水等利用専用水道」を対象とした 水道施設維持負担金制度について

京都市では、近年、ホテルや病院、商業施設等において、コスト削減を主な理由として、水道水と地下水等を混合して利用する「地下水等利用専用水道」の設置が進む中、水道施設の維持管理に係る経費負担の公平性についての課題が生じています。

こうした現状を踏まえ、京都市上下水道局は、将来にわたって、安全・安心な水道水を市民の皆さまに提供している水道施設を維持していくことができるよう、地下水等利用専用水道を設置しているお客さまと一般のお客さまとの間の負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度」を創設し、平成30年4月1日から運用を開始しました。

京都市上下水道局



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ホタルの澄都(すみと)くん

京の水道水
世界最高水準

うるおいのしずく、あなたへ。



京都市上下水道局

1

制度の対象となるお客さま

次の要件の両方に該当する施設を「地下水等利用専用水道」と定義し、当該施設を設置しているお客さまが本制度の対象となります。

要件

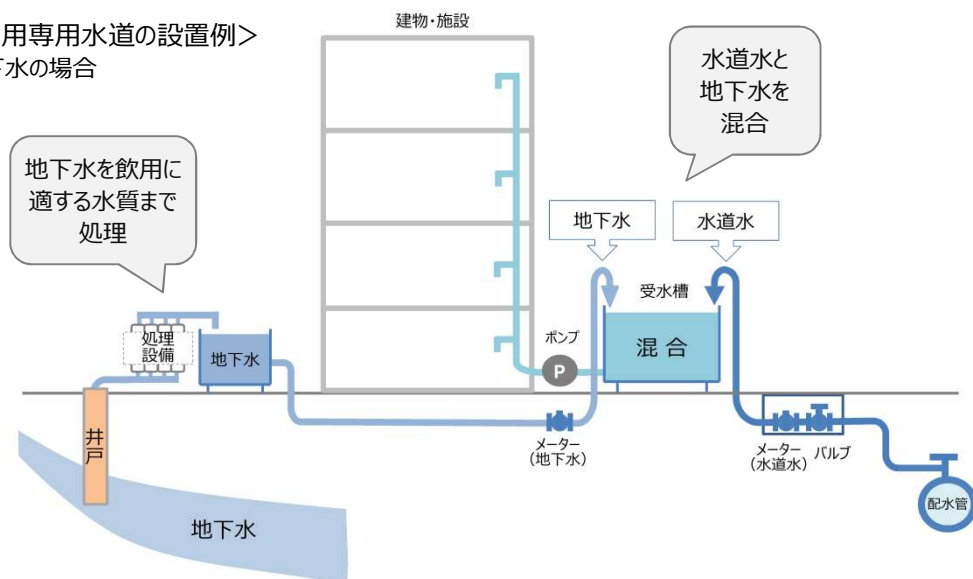
- ①水道法上の「専用水道」(※)に該当する。
- ②水道水と地下水等を混合して水を供給することができる構造を有している。

(※) 次のいずれかに該当する自家用の水道(飲用に適する水として供給する施設)等(水道法第3条)

- ①100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ②その施設の一日最大給水量が20m³を超えるもの

＜地下水等利用専用水道の設置例＞

※水源が地下水の場合



以下の場合、本制度の対象とはなりません。

- ☒ 地下水等を飲用に適する水質まで処理せず、散水等に利用している場合
- ☒ 水道水と地下水等を混合していない、又は地下水のみを利用している場合

2

必要となる手続と水道施設維持負担金の請求までの流れ

① 必要事項の届出

お客さま⇒上下水道局

当初・変更時

制度の対象となるお客さまは、地下水等利用専用水道に係る工事に着手する前に、必要事項を上下水道局に届け出る必要があります。

【主な届出事項】

- 地下水等利用専用水道を設置する施設の名称及び所在地
- 地下水等利用専用水道による水の供給を開始する年月日
- 1年間に使用する予定の水道水の水量
- 1年間に必要となる準備水道水(通常利用している地下水等が利用できない事態が生じたときに必要となる水道水)の水量
- 施設の図面(給水配管図)、計測装置(メーター)の位置図、配水管への逆流防止措置 等



(上下水道局による確認・審査等)

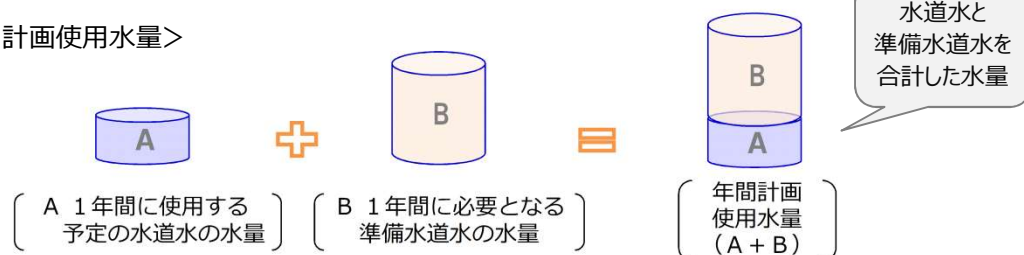
② 年間計画使用水量の認定・通知

上下水道局⇒お客さま

当初・変更時

お客さまから届出のあった水量等を考慮して、1年間に必要となる水道水の水量を「年間計画使用水量」として上下水道局が認定し、お客さまに通知します。

＜年間計画使用水量＞



年間計画使用水量は、1年単位で変更を行うことが可能です。事業計画の変更等により、施設で使用する水量に変更がある場合は、所定の時期までに水量変更の届出（①の届出事項の変更）を行う必要があります。

（毎年、上下水道局から水量変更の届出時期についてのお知らせを送付します。）



(1年間の水道水使用量の実績確定後)

③ 水道施設維持負担金の算定・通知

上下水道局⇒お客さま

毎年4月頃

1年間の水道水使用量の実績(水道水実使用水量)が「年間計画使用水量の1/2」に満たない場合、次の算定式により水道施設維持負担金の額を算定し、お客さまに通知します。

【水道施設維持負担金の算定式】

$$\text{水道施設維持負担金の額} = \left[\text{年間計画使用水量} - \text{水道水実使用水量} \times 2 \right] \times \text{負担金単価}^{(*)} \times \text{消費税}$$

(143円/㎡) (100分の110)

(※) 現行の料金制度における水道水1㎡当たりの固定費の平均値



水道水実使用水量が「年間計画使用水量の1/2」以上の場合、負担金は生じません。



負担金のお支払いは、一括又は分割払をお選びいただけます。



(水道施設維持負担金が生じる場合)

④ 水道施設維持負担金の請求

上下水道局⇒お客さま

毎年5月頃

上下水道局からお客さまに負担金の請求書類を送付いたします。

3

その他

- 地下水等利用専用水道を設置する際は、配水管への逆流防止措置が採られていることや、施設で利用する地下水等の計測装置（メーター）が設置されていること等、上下水道局が定める基準を満たす必要があります。
- 地下水等利用専用水道の設置の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は、京都市水道事業条例に基づき、過料が科されることがあります。
- 制度の適切な運用のため、京都市水道事業条例に基づき、施設への立入検査を実施することがあります。
- 水道施設維持負担金制度に関する条例等（京都市水道事業条例・京都市水道事業条例施行規程）の他、各種届出様式、既存対象者の届出の受付方法等の詳細については、上下水道局ホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>）に掲載しています。

＜水道施設維持負担金制度に関するお問合せ先＞

京都市上下水道局総務部お客さまサービスセンター

【住所】〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町1 1 番地 3

【電話】075-672-7828 【FAX】075-288-3006

（令和4年5月発行）